

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年5月16日

【会社名】 株式会社キリン堂ホールディングス(注)1

【英訳名】 KIRINDO HOLDINGS CO., LTD.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺西 豊彦(注)1

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

【電話番号】 06(6394)0039(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 11,841,847,000円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. 本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社キリン堂ホールディングスは未設立であり、平成26年8月18日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2. 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと及び株式会社キリン堂が平成26年5月14日付で近畿財務局長に有価証券報告書を提出したことに伴い、平成26年4月24日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

1 組織再編成の目的等

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1. 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(2) 連結子会社の状況

2 主要な設備の状況

(2) 連結子会社の状況

3 設備の新設、除却等の計画

(2) 連結子会社の状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書

臨時報告書

臨時報告書の訂正報告書

【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	11,332,206株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注)3, 4

- (注) 1. 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社キリン堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年3月31日に開催された株式会社キリン堂の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 株式会社キリン堂は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	11,332,206株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注)3, 4

- (注) 1. 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社キリン堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年3月31日に開催された株式会社キリン堂の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 株式会社キリン堂は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社と株式会社キリン堂の状況は、以下のとおりであります。

株式会社キリン堂は、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成26年8月18日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

当社と株式会社キリン堂の状況は、以下のとおりであります。

株式会社キリン堂は、平成26年5月13日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成26年8月18日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

株式会社キリン堂は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成26年8月18日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成26年3月31日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における株式会社キリン堂の株主に対し、その保有する株式会社キリン堂の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

(訂正後)

株式会社キリン堂は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成26年8月18日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成26年3月31日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における株式会社キリン堂の株主に対し、その保有する株式会社キリン堂の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(訂正前)

買取請求権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、株式会社キリン堂の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社キリン堂に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年5月12日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社キリン堂に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年5月10日までに、株式会社キリン堂に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社キリン堂は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(訂正後)

買取請求権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、株式会社キリン堂の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社キリン堂に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年5月12日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社キリン堂に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年5月10日までに、株式会社キリン堂に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社キリン堂は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社キリン堂は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社キリン堂の本店において平成26年4月25日よりそれぞれ備え置く予定であります。

の書類は、平成26年3月31日開催の株式会社キリン堂の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、株式会社キリン堂の平成26年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社キリン堂の営業時間内に株式会社キリン堂の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成26年2月15日(土)
株式移転計画承認取締役会	平成26年3月31日(月)
株式移転計画承認定時株主総会	平成26年5月13日(火)(予定)
株式会社キリン堂上場廃止日	平成26年8月13日(水)(予定)
持株会社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成26年8月18日(月)(予定)
持株会社上場日	平成26年8月18日(月)(予定)

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社キリン堂は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社キリン堂の本店において平成26年4月25日よりそれぞれ備え置いております。

の書類は、平成26年3月31日開催の株式会社キリン堂の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、株式会社キリン堂の平成26年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社キリン堂の営業時間内に株式会社キリン堂の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成26年2月15日(土)
株式移転計画承認取締役会	平成26年3月31日(月)
株式移転計画承認定時株主総会	平成26年5月13日(火)
株式会社キリン堂上場廃止日	平成26年8月13日(水)(予定)
持株会社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成26年8月18日(月)(予定)
持株会社上場日	平成26年8月18日(月)(予定)

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である株式会社キリン堂の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら株式会社キリン堂の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期 (予定)
決算年月	平成21年 2月	平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高 (百万円)	106,695	104,964	100,465	102,229	101,761	103,055
経常利益 (百万円)	2,030	1,527	1,537	1,960	2,242	2,282
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	500	443	188	184	882	942
包括利益 (百万円)	-	-	-	195	908	1,020
純資産額 (百万円)	10,960	10,297	10,374	10,326	11,008	11,802
総資産額 (百万円)	42,380	40,813	40,902	41,664	40,960	42,555
1株当たり純資産額 (円)	967.28	908.81	906.32	901.71	962.26	1,030.59
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	45.86	39.14	16.63	16.31	77.89	83.21
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	45.73	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.9	25.2	25.1	24.5	26.6	27.4
自己資本利益率 (%)	4.8	4.2	1.8	1.8	8.4	8.4
株価収益率 (倍)	10.8	-	25.5	31.8	8.0	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,523	3,006	1,620	3,013	1,951	2,917
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,401	879	1,105	1,007	959	830
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	82	1,957	464	976	1,046	1,603
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,523	4,693	4,744	5,774	5,724	6,232
従業員数 (ほか、平均 臨時雇用者数) (人)	1,482 (2,334)	1,509 (2,207)	1,494 (2,060)	1,468 (2,032)	1,494 (2,088)	1,567 (2,150)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントの新株予約権残高がありますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第54期及び第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントが新株予約権を発行しておりますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。なお、同新株予約権の行使期間は平成24年9月12日に終了致しました。

5. 第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第52期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第56期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である株式会社キリン堂の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら株式会社キリン堂の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高 (百万円)	104,964	100,465	102,229	101,761	103,055
経常利益 (百万円)	1,527	1,537	1,960	2,242	2,282
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	443	188	184	882	942
包括利益 (百万円)	-	-	195	908	1,020
純資産額 (百万円)	10,297	10,374	10,326	11,008	11,802
総資産額 (百万円)	40,813	40,902	41,664	40,960	42,555
1株当たり純資産額 (円)	908.81	906.32	901.71	962.26	1,030.59
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	39.14	16.63	16.31	77.89	83.21
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.2	25.1	24.5	26.6	27.4
自己資本利益率 (%)	4.2	1.8	1.8	8.4	8.4
株価収益率 (倍)	-	25.5	31.8	8.0	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,006	1,620	3,013	1,951	2,917
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	879	1,105	1,007	959	830
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,957	464	976	1,046	1,603
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,693	4,744	5,774	5,724	6,232
従業員数 (ほか、平均 臨時雇用者数) (人)	1,509 (2,207)	1,494 (2,060)	1,468 (2,032)	1,494 (2,088)	1,567 (2,150)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントの新株予約権残高がありますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第54期及び第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントが新株予約権を発行しておりますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。なお、同新株予約権の行使期間は平成24年9月12日に終了致しました。
5. 第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第52期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第56期については、平成26年5月2日付で会計監査人の「監査報告書」を受領しております。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

平成26年3月31日 株式会社キリン堂の取締役会において、株式会社キリン堂の単独株式移転による持株会社「株式会社キリン堂ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議。

平成26年5月13日 株式会社キリン堂の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社キリン堂がその完全子会社となることについて決議(予定)。

平成26年8月18日 株式会社キリン堂が株式移転の方法により当社を設立(予定)。
当社普通株式を東京証券取引所に上場(予定)。

なお、株式会社キリン堂の沿革につきましては、株式会社キリン堂の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

平成26年3月31日 株式会社キリン堂の取締役会において、株式会社キリン堂の単独株式移転による持株会社「株式会社キリン堂ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議。

平成26年5月13日 株式会社キリン堂の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社キリン堂がその完全子会社となることについて決議。

平成26年8月18日 株式会社キリン堂が株式移転の方法により当社を設立(予定)。
当社普通株式を東京証券取引所に上場(予定)。

なお、株式会社キリン堂の沿革につきましては、株式会社キリン堂の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第55期) (自平成24年2月16日至平成25年2月15日) 平成25年5月14日近畿財務局長に提出。

【四半期報告書】

事業年度(第56期第1四半期) (自平成25年2月16日至平成25年5月15日) 平成25年6月27日近畿財務局長に提出。

事業年度(第56期第2四半期) (自平成25年5月16日至平成25年8月15日) 平成25年9月26日近畿財務局長に提出。

事業年度(第56期第3四半期) (自平成25年8月16日至平成25年11月15日) 平成25年12月26日近畿財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年4月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

平成25年5月15日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月22日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年1月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年2月3日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年3月31日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の方法による持株会社の設立)の規定に基づく臨時報告書であります。

【臨時報告書の訂正報告書】

平成26年4月11日近畿財務局長に提出

平成26年3月31日の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第56期) (自平成25年2月16日至平成26年2月15日) 平成26年5月14日近畿財務局長に提出。

【四半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(平成26年5月16日)までに、以下の臨時報告書を提出。

平成26年5月15日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

【臨時報告書の訂正報告書】

該当事項はありません。